

# 中華人民共和國無形文化遺產法

2011年6月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和国無形文化遺産法

(2011年2月25日に第十一期全国人民代表大会常務委員会第十九回会議で可決)

## 目 次

第一章 総 則

第二章 無形文化遺産の調査

第三章 無形文化遺産の代表的項目一覧表

第四章 無形文化遺産の伝承と伝播

第五章 法的責任

第六章 附 則

## 第一章 総 則

第一条 中華民族の優秀な伝統文化を継承、拡大し、社会主義精神文明の建設を促進し、無形文化遺産の保護、保存を強化するために、本法を制定する。

第二条 本法で称する無形文化遺産とは、各民族の人民が代々伝承し、またその文化遺産の構成部分と認める各種伝統文化の表現形式及び伝統文化の表現形式に関連する実物、場所のことをいい、以下のものを含む。

- (一) 伝統的な口頭文学及びその媒体としての言語。
- (二) 伝統的な美術、書道、音楽、舞踏、劇曲、演劇と雑技。
- (三) 伝統的な技芸、医薬と暦法。
- (四) 伝統的な儀礼、祭り等の民俗。
- (五) 伝統的なスポーツと娯楽・演芸。

(六) その他の無形文化遺産。

無形文化遺産の構成部分である実物と場所は文物に属する場合、「中華人民共和国文物保護法」の関連規定を適用する。

第三条 国は、無形文化遺産に対して認定、記録、登記等の措置をもって保存し、中華民族の優秀な伝統文化を体現し、歴史的、文化的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産に対して伝承、伝播等の措置をもって保護する。

第四条 無形文化遺産に対する保護は、その真実性、全体性と伝承性を重要視し、中華民族の文化的アイデンティティの強化、国家統一と民族団結の擁護、社会の調和と持続可能な発展の促進に有益である。

第五条 無形文化遺産を使用するとき、その形式と内容を尊重しなければならない。歪曲、貶し等の方式による無形文化遺産の使用を禁止する。

第六条 県級以上の人民政府は、無形文化遺産の保護、保存業務を本級国民経済及び社会発展計画に組み入れ、また保護、保存のための経費を本級の財政予算に計上しなければならない。

国は、民族地区、辺境地区、貧困地区における無形文化遺産の保護、保存業務を支援する。

第七条 国務院の文化主管部門は、全国範囲の無形文化遺産の保護、保存業務に責任を負い、県級以上の地方人民政府の文化主管部門は本行政地域内の無形文化遺産の保護、保存業務に責任を負う。

県級以上の人民政府のその他の関係部門は、各自の職責範囲内において、無形文化遺産の保護、保存業務に責任を負う。

第八条 県級以上の人民政府は、無形文化遺産の保護事業に対する宣伝を強化し、無形文化遺産保護に対する全社会の意識を高めなければならない。

第九条 国は、公民、法人及びその他の組織が無形文化遺産の保護業務に参加するこ

とを激励、支持する。

第十条 無形文化遺産の保護事業において顕著に貢献する組織及び個人に対し、国の関連規定に基づき表彰と褒賞を与える。

## 第二章 無形文化遺産の調査

第十一条 県級以上の人民政府は、無形文化遺産保護、保存業務の必要に応じて、無形文化遺産の調査を構成する。無形文化遺産調査は文化主管部門が行うものとする。

県級以上の人民政府のその他の関係部門は、その担当分野内の無形文化遺産に対して調査を行うことができる。

第十二条 文化主管部門及びその他の関係部門は、無形文化遺産の調査を行う際、無形文化遺産に対して認定、記録、登記を行い、調査情報の共有体制を確立し、健全化しなければならない。

文化主管部門とその他の関係部門は、無形文化遺産の調査を行う際、無形文化遺産の構成部分である代表的な実物を収集し、調査で入手した資料を整理し、また適切に保存して、破損、流出を防止しなければならない。その他の関係部門が入手した実物の図面、資料のコピーを纏めたうえで同級の文化主管部門に提出しなければならない。

第十三条 文化主管部門は、無形文化遺産の関連状況を全面的に把握し、無形文化遺産の情報登記書及び関連データベースを設けなければならない。法により秘密保持の必要があるものを除き、無形文化遺産の情報登記書及び関連データ情報は公衆が閲覧しやすいように公開しなければならない。

第十四条 公民、法人及びその他の組織は、法により無形文化遺産の調査を行うことができる。

第十五条 外国の組織又は個人が中華人民共和国国内で無形文化遺産の調査を行う場合は、省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門に報告して許可を得なければならない。2つ以上の省、自治区、直轄市の行政区域で調査を行う場合、国務院の文化主管

部門に報告して許可を得なければならない。調査終了後、調査を許可した文化主管部門に対して調査報告及び調査で入手した実物の図面、資料のコピーを提出しなければならない。

外国の組織が中華人民共和国国内で無形文化遺産の調査を行う場合、国内の無形文化遺産の学術研究機構と協力して行わなければならない。

第十六条 無形文化遺産の調査を行うとき、調査対象の許可を得て、風俗習慣を尊重しなければならない。合法的權益を損ねてはならない。

第十七条 調査又はその他のルートで発見した消滅に瀕している無形文化遺産項目については、県級人民政府の文化主管部門は直ちにそれを記録し、また関連の実物を収集し、又はその他の緊急保存措置を取らなければならない。伝承が必要とする場合、有効な措置を取り、伝承を支援しなければならない。

### 第三章 無形文化遺産の代表的項目一覧表

第十八条 国務院は、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表を作成し、中華民族の優秀な伝統文化を体現し、重大な歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産項目を一覧表に組み入れ、保護を与える。

省、自治区、直轄市人民政府は、地方の無形文化遺産の代表的項目一覧表を作成し、本行政区域内における中華民族の優秀な伝統文化を体現し、歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産項目を一覧表に組み入れ、保護を与える。

第十九条 省、自治区、直轄市人民政府は、本省、自治区、直轄市の無形文化遺産の代表的項目一覧表から国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れるべき項目を、国務院の文化主管部門に推薦することができる。推薦にあたり、次に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 項目紹介。項目の名称、歴史、現状及び価値を含む。

(二) 伝承状況の紹介。伝承の範囲、伝承の系譜、伝承人の技芸レベル、伝承活動による社会への影響を含む。

(三) 保護要求。保護により達成すべき目標及び取るべき措置、ステップと管理制

度を含む。

(四) 項目の説明に役立つ視聴覚資料等の材料。

第二十条 公民、法人及びその他の組織は、ある無形文化遺産が中華民族の優秀な伝統文化を体現し、重大な歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有すると認める場合、省、自治区、直轄市人民政府又は国務院の文化主管部門に対して、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に組み入れるよう提案することができる。

第二十一条 同一の無形文化遺産項目について、形式と内容が2つ以上の地区においてみな完全に保持されている場合、同時に国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れることができる。

第二十二条 国務院の文化主管部門は、専門家による審査評価チーム及び専門家による審査委員会を組織し、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れるべきと推薦又は提案された無形文化遺産項目に対し、初歩的な評価と審議を行わなければならない。

初歩的な評価意見は専門家審査評価チームメンバーの過半数の同意を得なければならない。専門家審査委員会は初歩的な評価意見を審議し、審議意見を出す。

審査業務は公開、公平、公正の原則に従わなければならない。

第二十三条 国務院文化主管部門は、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れる予定の項目を公表して、公衆の意見を募集しなければならない。公表期間は20日を下回ってはならない。

第二十四条 国務院文化主管部門は、専門家審査委員会の審議意見と公表結果に基づいて、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表を起草し、国務院に提出して許可、公布する。

第二十五条 国務院文化主管部門は、保護計画の制定を組織し、国家級無形文化遺産の代表的項目の保護を図らなければならない。

省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門は、保護計画の制定を組織し、本級人民政府が許可・公布した地方の無形文化遺産の代表的項目の保護を図らなければならない。

い。

無形文化遺産の代表的項目の保護計画を制定するとき、消滅に瀕している無形文化遺産の代表的項目に対して重点的な保護を与えなければならない。

第二十六条 無形文化遺産の代表的項目が集中し、特色が鮮明で、形式と内容が完全に保持されている特定地域に対して、当該地域の文化主管部門は特別保護計画を制定し、本級人民政府に報告して許可を得た後、地域全体の保護を行うことができる。無形文化遺産に対し地域全体の保護の実施を決定する際、当該地域の住民の意思を尊重し、また無形文化遺産の構成部分である実物と場所が破壊されないよう保護しなければならない。

地域全体の保護の実施が無形文化遺産の集中地である村、鎮又は街区の空間企画に関連する場合、当該地域の城郷企画主管部門が関連の法令に従って特別保護計画を制定するものとする。

第二十七条 国務院の文化主管部門と省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門は、無形文化遺産の代表的項目の保護計画の実施状況を監督、審査し、保護計画が有効に実施されていない状況を発見した場合、直ちに是正、処理しなければならない。

#### 第四章 無形文化遺産の伝承と伝播

第二十八条 国は、無形文化遺産の代表的項目の伝承、伝播を展開することを奨励、支援する。

第二十九条 国務院の文化主管部門と省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門は、本級人民政府が許可、公布した無形文化遺産の代表的項目に対して、代表的伝承人を認定することができる。

無形文化遺産の代表的項目の代表的伝承人は以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 伝承している無形文化遺産に熟練している。
- (二) 特定分野で代表的であり、また一定の地域内でより大きな影響力を持っている。
- (三) 伝承活動を積極的に展開している。

無形文化遺産の代表的項目の代表的传承人を認定するには、本法における無形文化遺産の代表的項目の審査評価に関する規定を参照し、また認定された代表的传承人の名簿を公表しなければならない。

第三十条 県級以上の人民政府の文化主管部門は、必要に応じて下記の措置を取り、無形文化遺産の代表的項目の代表的传承人が伝承、伝播活動を展開することを支持する。

- (一) 必要な伝承場所を提供する。
- (二) 弟子教育、技芸伝授、交流等の活動展開に必要な経費を援助として提供する。
- (三) 社会の公益的活動の参加を支援する。
- (四) 伝承、伝播活動を展開することを支援するその他の措置。

第三十一条 無形文化遺産の代表的項目の代表的传承人は、以下の義務を履行しなければならない。

- (一) 伝承活動を行い、後継人材を育成する。
- (二) 関連の実物、資料を適切に保存する。
- (三) 文化主管部門及びその他の関係部門による無形文化遺産の調査活動に協力する。
- (四) 無形文化遺産の公益的宣伝に参加する。

無形文化遺産の代表的項目の代表的传承人が、正当な理由なく前項に定めた義務を履行しない場合、文化主管部門はその代表的传承人の資格を取消し、当該項目の代表的传承人を変更して認定することができる。伝承能力を失った場合、文化主管部門は当該項目の代表的传承人を変更して認定することができる。

第三十二条 県級以上の人民政府は、実際の状況と合わせて有効な措置を取り、文化主管部門及びその他の関係部門が無形文化遺産の代表的項目を宣伝、展示することを組織しなければならない。

第三十三条 国は、無形文化遺産に関する科学技術の研究と無形文化遺産の保護、保存方法の研究を展開することを奨励し、無形文化遺産の記録と無形文化遺産の代表的項目の整理、出版等の活動を展開することを奨励する。



第三十四条 学校は、国务院の教育主管部門の規定に従って、関連の無形文化遺産教育を展開しなければならない。

マスコミは、無形文化遺産の代表的項目の宣伝を行い、無形文化遺産に関する知識を普及させなければならない。

第三十五条 図書館、文化館、博物館、科学技術館等の公共文化機構、無形文化遺産の学術研究機構、保護機構及び財政的資金を利用して開設した文芸演出団体、演出場所の経営機構等は、各自の業務範囲により、無形文化遺産の整理、研究、学术交流及び無形文化遺産の代表的項目の宣伝、展示を行わなければならない。

第三十六条 国は、公民、法人及びその他の組織が法により無形文化遺産の展示場所と伝承場所を設立して、無形文化遺産の代表的項目を展示、伝承することを奨励、支持する。

第三十七条 国は、無形文化遺産という資源の特殊な優勢を発揮させ、それを有効に保護した上、無形文化遺産の代表的項目を適切に利用して、地域的、民族的特色及び市場潜在力がある文化商品と文化役務を開発することを奨励、支持する。

無形文化遺産の代表的項目を開発、利用する場合、代表的伝承人が伝承活動を行うことを支持し、当該項目の構成部分である実物と場所を保護しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、無形文化遺産の代表的項目を適切に利用する組織を支援しなければならない。団体組織が適切に無形文化遺産の代表的項目を利用する場合、法により国が規定した税金の優遇を享受する。

## 第五章 法的責任

第三十八条 文化主管部門及びその他の関係部門の公務員が無形文化遺産の保護、保存に当たって職務怠慢、職権濫用、情実による不正があった場合、法により処分を与える。

第三十九条 文化主管部門及びその他の関係部門の公務員が無形文化遺産の調査を実施した時に、調査対象の風俗習慣を侵害して、深刻な結果を招いた場合、法により処

分を与える。

第四十条 本法の規定に違反して、無形文化遺産の構成部分である実物と場所を破壊した場合、法により民事責任を負う。治安管理違反行為を構成した場合、法により治安管理处罰を与える。

第四十一条 外国の組織が本法第十五条の規定に違反した場合、文化主管部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得及び調査で入手した実物、資料を没収する。情状が重大な場合、十万元以上ないし五十万元以下の罰金を併科する。

外国の個人が本法第十五条第一項の規定に違反した場合、文化主管部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得及び調査で入手した実物、資料を没収する。情状が重大な場合、一万元以上ないし五万元以下の罰金を併科する。

第四十二条 本法に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

## 第六章 附 則

第四十三条 地方の無形文化遺産の代表的項目一覧表を作成する方法については、省、自治区、直轄市が本法の関連規定を参照して制定する。

第四十四条 無形文化遺産の利用が知的財産権に関する場合、関連法律、行政法規の規定を適用する。

伝統的医薬、伝統的工芸・美術等の保護については、その他の法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第四十五条 本法は2011年6月1日より施行する。